

リトルおやつタウン namba 閉園のお知らせ



今年度より新たに提携しました、「リトルおやつタウン namba」は、2022年1月31日(月)をもちまして閉園となりました。

2022年2月1日(火)以降は、ご利用できかねますのでご了承ください。

感謝応援オリジナルギフト贈呈について

12月末でご注文を締め切らせていただきました、感謝応援オリジナルギフトの発送がまもなく始まります。

施設にお届けされますので、施設長またはご担当者様から感謝応援オリジナルギフトをお受け取りいただきますようお願いいたします。

この事業にあたっては、各ご施設の施設長及びご担当者様の多大なるご協力を賜りますこと大変感謝申し上げます。



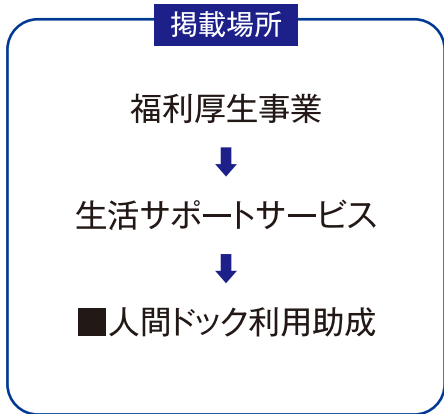
発送開始日: 2022年2月14日～3月中、順次発送
土日祝の配達はありません

人間ドック利用助成について

来年度(令和4年4月)から人間ドック利用助成の規程が一部変更されます。

今まで対象となっていたものが、対象となくなる場合があります。

新旧対照表をホームページにアップしています。



人間ドック利用助成要綱 新旧対照表 令和4年4月1日施行

(旧) 現行	(新) 改正
<p>人間ドック利用助成要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」と言う)共済契約規程第2条第1項第6号に規定する会員に対して、人間ドックの検査に要した費用を助成し、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「人間ドック」とは、心身ともに健全な社会活動ができるよう、疾病の早期発見を図るとともに今後の健康保持の指針とするため、病院又は診療所(以下「病院等」という)において行う身体の相当部分の精密検査をいう。</p> <p>(助成対象者) 第3条 助成の対象者は、病院等で人間ドックを利用した会員とする。</p> <p>(助成額等) 第4条 助成金の額は、会員が検査に要した費用の5割とし、1万円を上限とする。 2 助成金の交付対象とする検査は、当該年度につき1人1回とする。</p> <p>(助成金の申請) 第5条 助成金の申請は、申請事由が生じた日から1ヶ月以内に、人間ドック助成申請書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人(または個人)の代表者または共済契約規程第2条第1項第5号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、共済会に申請しなければならない。 (中略)</p>	<p>人間ドック等利用助成要綱</p> <p>(目的) 第1条 この要綱は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」と言う)共済契約規程第2条第1項第6号に規定する会員に対して、人間ドックの検査または、健康診断(以下、「人間ドック等」と言う)に要した費用を助成し、健康の保持増進を図ることを目的とする。</p> <p>(定義) 第2条 この要綱において「人間ドック等」とは、心身ともに健全な社会活動ができるよう、疾病の早期発見を図るとともに今後の健康保持の指針とするため、病院又は診療所(以下「病院等」という)において行う身体の相当部分の精密検査または、定期検査をいう。</p> <p>(助成対象者) 第3条 助成の対象者は、病院等で人間ドック等を利用した会員とする。ただし、その利用額の一部または全部を事業主、国・自治体、全国健康保険協会及び健康保険組合が助成するものは除く。</p> <p>(助成額等) 第4条 助成金の額は、会員が検査に要した費用の5割とし、2万円を上限とする。 2 助成金の交付対象とする検査は、当該年度につき1人1回とする。</p> <p>(助成金の申請) 第5条 助成金の申請は、申請事由が生じた日から1ヶ月以内に、人間ドック等利用助成申請書に所定の事項を記載し、署名捺印のうえ、共済契約者である法人の代表者または共済契約規程第2条第1項第5号に規定する共済契約代行者において事実確認のうえ、共済会に申請しなければならない。 (中略) 附 則 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。</p>

ジェフグルメカード 補助斡旋の報告

	セット数	斡旋金額	ご利用(購入)施設
申込	26,566 セット	106,264,000 円	1,293 施設

